

ELP(エコと地産地消推進; Eco & Locality Promote)委員への登録に関する確認書

株式会社ELP(エルプ)がエコと地産地消をプロデュースする事業を推進するために、任意で積極的に活動することに関して、以下にその推進委員として遵守する内容や確認事項を示す。

1. 目的

(株)ELPがエコと地産地消をプロデュースしていく事業を、任意で推進するための活動を行う。

2. 具体的活動内容

ELP委員として登録した者は、以下の活動を任意で行うものとする。

- ①(株)ELPが普及拡大をしていこうとする製品・技術等の組織・個人等への広報・宣伝・紹介。
- ②(株)ELPが請け負った業務に対してのサポートや労務の提供。
- ③(株)ELPが普及拡大をしていこうとする製品・技術等の自己による積極的活用。

3. 秘密保持

活動をする前後で得た情報(有用情報、技術情報、販売先情報、製品開発状況、関係する企業情報など)で、秘密事項については、次の各号記載事項を秘守する。

- ①秘密保持する。
- ②活動の目的以外に使用しない。
- ③相手方の事前の文章による承諾なしに第三者に開示しない。
- ④自己の役員または従業員であっても、当該秘密事項を知る必要のない者には、当該秘密事項を開示してはならない。
- ⑤当該秘密事項を記録した書類等については、その取扱いには充分注意を払うと共に、複写する場合は、必要最低限とする。

4. 活動に対する報酬等

ELP委員として登録した者の活動は、基本的に有償とする。但し、本人が辞退して無償で活動することを拒むものではない。

有償の場合の報酬に関しては、以下の通りとする。

- ①製品・技術等の組織・個人等への広報・宣伝・紹介によって、契約が成立した場合は、その製品・技術等個別の報酬基準によって、報酬を得る。
- ②業務のサポートや労務提供に関しては、その個別の基準によって、報酬を得る。
上記に関して具体的には、その都度(株)ELPより提示する。

5. 報酬のポイント制度

ELP委員として登録した者が活動によって得た報酬については、個別の基準に基づきポイント加算していき、金額への換算は、1ポイント1円とする。

6. 報酬の支払条件

当月末締め、翌月末日までの支払いとし、各ELP委員の指定する銀行口座への振込みとする。

基本的には、加算されたポイントが1万ポイントに達した時点で支払いの対象として振込む。

振込手数料については、(株)ELPが負担する。支払ったポイントについては、その時点で清算する。

7. 補償

労務災害などの補償については、全てELP委員個人の責任において行うものとする。

8. 登録の解除

ELP委員が、当確認事項の内容に関して全部又は一部に違反した場合、並びに信用不安の兆候となる事実が生じた場合、催促を要せず(株)ELPは登録を解除出来る。また、(株)ELPが何らかの事情によりこの運営を継続出来なくなった場合は、自動的に解除となる。

9. 登録の期間

ELP委員としての登録有効期間は、登録日から1年間とし、期間更新は、(株)ELP及びELP委員の何れか一方から何らかの申し出のない場合、更にもう1年延長するものとする。以降もまた同様とする。

10. 疑義の解決・紛争処理

本確認書に定めのない事項及び疑義のある事項については、(株)ELP及びELP委員共に誠意を持って協議解決にあたるものとする。また法律上の紛争が生じた場合も両者誠意を持ってその解決にあたるものとし、訴訟については(株)ELPの管轄する裁判所とする。